

【介護保険施設整備の手続きについて】

1 介護保険施設の整備に当たっては、介護保険法に基づき愛知県知事の指定を受ける必要があります(ただし、介護老人保健施設は知事の開設許可)。

指定または許可を受けるに当たって、入所型施設の整備については、各市町村の介護保険計画との整合性を図る観点から、圏域毎に必要な整備目標数を決定し、圏域会議で整備枠の承認を受けるという、事前協議制を採用しています。

2 この手続きは、「介護保険施設等の指定等に関する取扱要領」に定められています。

3 事前協議の流れは、以下のとおりです。

- (1) 各相談センター及び整備予定地の市町村へ事前相談票を提出
- (2) 各相談センターから整備予定の市町村へ、確認及び意見聴取
- (3) 圏域における調整（幹事会及び研究会）
- (4) 圏域保健医療福祉推進会議における意見聴取及び連絡調整
- (5) 圏域保健医療福祉推進会議の結果を事前相談票提出者に通知

4 この手続きが必要な介護保険施設の種類は、次のとおりです。

- (1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホームのうち定員30名以上の施設）
- (2) 介護老人保健施設
- (3) 介護専用型特定施設入居者生活介護（要介護認定者のみ受け入れるもの）
- (4) 混合型特定施設入居者生活介護（要介護認定者以外の者も受け入れるもの）

※ (3)、(4)の特定施設とは、養護老人ホーム、ケアハウス、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅のうち、介護保険事業所として指定を受けたもの。混合型の整備時には施設定員の7割（要介護者の割合）を整備枠として設定する。